

報告事項（2）

静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）の概要

（福祉長寿局地域福祉課人権同和对策室）

1 要旨

静岡県人権施策推進計画(第2次改定版)(ふじのくに人権文化推進プラン)が令和2年度末に計画期間の満了を迎えたが、依然として児童虐待やDVなど身体・生命の安全に関わる事象や不当な差別が存在し、さらには、刑を終えて出所した人や性的指向・性自認等をめぐる人権問題、新型コロナウイルス感染症にかかる誹謗中傷を含めたインターネット上での人権侵害といった新たな人権課題も生じている。

こうした人権をめぐる様々な課題に対応するため、令和3年3月に「静岡県人権施策推進計画(第3次改定版)[ふじのくに人権文化推進プラン]」を策定し、引き続き人権教育・人権啓発に取り組んでいる。

2 計画の概要

県総合計画との整合性も図りながら、国の「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画や、「人権教育・啓発推進法」(平成12年施行)に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨を踏まえ、計画を策定した。

計画期間	令和3年度～令和7年度（5年間）
基本理念	人権尊重の美しい“ふじのくに”づくり ～県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる静岡県の実現～
指 標	「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県である」と感じる人の割合 → <u>令和7年度 50%以上</u>

3 計画策定（改定）のポイント

基本理念にかかる指標の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権尊重意識」の定着を問う表現に見直し (第2次改定) 「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県となっている」と感じる人の割合 ↓ (第3次改定) 「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県である」と感じる人の割合
第2次改定後の人権に関する法律への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・人権3法等を踏まえた課題や取組の追加 (障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法 等)
新たな人権課題への対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別施策項目の追加 (刑を終えて出所した人、性的指向・性自認、災害に起因する人権問題) ・新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷への対応 ・項目名の変更(「外国人」→「外国人県民等」)

静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）の概要

基本理念

人権尊重の美しい“ふじのくに”づくり
～県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた
思いやりあふれる静岡県の実現～



基本理念の理想とする目指すべき社会の姿

- ・県民一人ひとりに人権感覚が備わった社会
- ・自分らしさを生かすことができる社会
- ・生命を大切に、多様性を認め合い、共生の心をもって共に創る社会
- ・ふじのくに人権宣言の趣旨が浸透した安心して暮らせる社会

基本的視点

自尊感情・社会性の育成

自律・自立心の育成

ユニバーサルデザインの推進

自己実現のための機会の保障

共生社会の実現

相談・支援体制等の充実

施策体系

人権教育・啓発の推進

- ・家庭における人権教育
- ・学校における人権教育
- ・地域社会における人権教育
- ・企業における人権啓発
- ・人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等
- ・県民への人権啓発

相談・支援体制等の充実

- ・相談・支援体制等の充実

分野別施策の推進

- ・女性をめぐる人権問題
- ・子どもをめぐる人権問題
- ・高齢者をめぐる人権問題
- ・障害のある人をめぐる人権問題
- ・同和問題
- ・外国人県民等をめぐる人権問題
- ・感染者患者等をめぐる人権問題
- ・犯罪被害者等をめぐる人権問題
- ・刑を終えて出所した人をめぐる人権問題
- ・性的指向・性自認をめぐる人権問題
- ・インターネットによる人権侵害
- ・災害に起因する人権問題
- ・その他の人権問題

計画の推進

企業・民間団体

連携・協働

国・市町

県

計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間